



# 第4期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2017年9月26日（火曜日）  
午前10時30分（受付開始：午前10時）

## 開催場所

東京都港区港南二丁目16番4号  
品川グランドセントラルタワー3階  
ザ グランドホール

## 決議事項

議案 取締役6名選任の件

株主各位

証券コード 3978

2017年9月8日

東京都港区港南二丁目16番1号

**株式会社マクロミル**

取締役兼代表執行役グローバルCEO

**スコット・アーンスト**

## 第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2017年9月25日（月曜日）午後7時までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）において、賛否をご入力の上、2017年9月25日（月曜日）午後7時までに議決権をご行使ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2017年9月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
<b>2 場 所</b>	東京都港区港南二丁目16番4号 <b>品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール</b> (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第4期（2016年7月1日から2017年6月30日まで） 事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 議案 取締役6名選任の件
<b>4 議決権行使等についてのご案内</b>	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.macromill.com/ir/>)

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2017年9月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）

**場所** 東京都港区港南二丁目16番4号  
品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール  
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2017年9月25日（月曜日）午後7時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2017年9月25日（月曜日）午後7時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

### インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2017年9月25日（月曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。  
なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

### 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器で動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使ウェブサイト  
に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル）  
電話 **0120-768-524** （受付時間 平日9:00～21:00）

# 株主総会参考書類

議案

## 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	スコット・アーンスト (1963年4月16日)	1987年2月 IVY FUND GROUP社 入社 1988年4月 東芝メディカルシステムズ社（米）入社 1992年5月 コダック社 入社 1996年1月 INTERMAX SOLUTIONS社 入社 1997年1月 AdKnowledge社 入社 1999年4月 Personify社 創業 2002年5月 Compete社 入社 2008年3月 Compete社 最高経営責任者 2013年6月 Millward Brown Digital社 最高経営責任者 2015年10月 当社 取締役兼代表執行役 グローバルCEO（現任） 2016年10月 当社 指名委員（現任）、報酬委員（現任）	-

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	デイビッド・グロスロー (1970年8月5日)	1992年 9月 日本電気（株） 入社	-
		1998年10月 ベイン・アンド・カンパニー 入社	
		2000年10月 ベインキャピタル・LLC 入社	
		2003年10月 キーストーン・オートモーティブ・オペレーションズ・インク 取締役	
		2004年 6月 MEIコンラックス・ホールディングスジャパン（株） 取締役	
		2008年 1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC（旧ベインキャピタル・アジア・LLC） マネージングディレクター（現任）	
		2009年 3月 （株）ディーアンドエムホールディングス 取締役	
		2010年 2月 （株）ヒガ・インダストリーズ 取締役	
		2010年 3月 （株）ドミノ・ピザジャパン 取締役（現任）	
		2010年 5月 （株）ベルシステム24 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員	
		2011年11月 チャイナ・ファイヤー・アンド・セキュリティグループ・インク 取締役（現任）	
		2011年11月 （株）すかいらーく 社外取締役（現任）	
		2011年12月 Vision Cayman Ltd.（旧ベインキャピタル・ビジョン・ケイマン・リミテッド） 取締役	
		2011年12月 UNV Digital Technologies (Hong Kong) Company Limited（旧ベインキャピタル・ビジョン・ホンコン・リミテッド） 取締役	
		2012年 7月 ジュピターショップチャンネル（株） 取締役	
		2014年 3月 当社 社外取締役（現任）	
		2014年 3月 （株）ベルシステム24ホールディングス 社外取締役、指名委員、監査委員、報酬委員	
		2014年 5月 リテイル・ズーPTY・リミテッド 取締役（現任）	
		2014年 7月 当社 指名委員（現任）、監査委員、報酬委員（現任）	
		2015年 3月 大江戸温泉ホールディングス（株） 社外取締役	
2015年 7月 日本風力開発（株） 取締役（現任）			
2016年 2月 大江戸温泉物語（株） 取締役			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	いりやま あきえ 入山 章栄 (1972年12月8日)	1998年 4月 (株) 三菱総合研究所 入社 2008年 8月 米ニューヨーク州立大学バッファロー校 スクール・オブ・ マネジメント Assistant Professor 2013年 8月 早稲田大学ビジネススクール 准教授 (現任) 2016年 5月 当社 社外取締役 (現任)、監査委員 (現任) 2016年10月 当社 指名委員 (現任)、報酬委員 (現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	みずしま あつし 水島 淳 (1981年 4月14日)	2005年10月 西村とさわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所 2013年 8月 WHILL, Inc. Director of Business Development 2014年 8月 西村あさひ法律事務所復職 2016年 1月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2016年11月 当社社外取締役 (現任)、監査委員 (現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	ローレンス・ ウェバー (1955年7月7日)	1978年 9月 Mercersburg Academy 英語教諭 1981年10月 Figgie International 入社 1983年10月 Humphrey Browning MacDougal 入社 1987年 6月 Weber Group CEO 1994年 5月 Thunder House CEO 1996年11月 Weber Shandwick CEO 2002年 1月 Interpublic's Advanced Marketing Services CEO 2006年 1月 Racepoint Global CEO (現任) 2012年 8月 Pegasystems Inc. 取締役 (現任) 2016年11月 当社社外取締役 (現任) 2017年 5月 RMG Networks Holding Corporation 取締役 (現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	にし なおふみ 西 直史 (1979年12月18日)	2004年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2007年 5月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC (旧ベインキャピタル・アジア・LLC) 入社 (現任) 2014年 7月 当社 執行役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. デイビッド・グロスロー氏、入山章栄氏、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) デイビッド・グロスロー氏を社外取締役候補者とした理由は、ベインキャピタルにおいて、様々な企業の業績改善に携わってきた豊富な経験と知見が、当社の成長のために必要であり、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行っていただけるものと判断したためです。
- (2) 入山章栄氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社三菱総合研究所でのコンサルタントとしての経験及び現在の早稲田大学ビジネススクールの准教授としての研究・教育活動や、企業へのアドバイス等の実績を踏まえ、社外の立場からみた、健全で透明性のある経営・企業統治へのモニタリング・アドバイス及び、経営学者としての立場からの企業経営・ガバナンスへのアドバイスをいただけるものと判断したためです。また、同氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 水島淳氏を社外取締役候補者とした理由は、コンプライアンス・ガバナンス体制の強化を図るため、企業グループのコンプライアンスに関する高い識見と監督能力を有し、また、当社の今後のグローバル展開を見据えて国際法務に関する知見を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。
- (4) ローレンス・ウェバー氏を社外取締役候補者とした理由は、デジタル・マーケティング領域に関する豊富な知見や企業経営者としての長年の経営経験を有しており、グローバル・デジタル・リサーチ・カンパニーを目指す当社において、経営力の一層の強化に資すると判断したためです。
4. (1) デイビッド・グロスロー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。
- (2) 入山章栄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年4ヶ月となります。
- (3) 水島淳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10ヶ月となります。
- (4) ローレンス・ウェバー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10ヶ月となります。
5. 当社は、デイビッド・グロスロー氏、入山章栄氏、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏らの再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、入山章栄氏、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏らの再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏らを独立役員とする予定であります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2016年7月1日～2017年6月30日）における世界経済は、日米欧の金融緩和を背景に景気回復が続ぎ、アジアではインフラ投資拡大に支えられ中国の生産活動が活発化、原油価格の安定による資源国経済の持ち直しがあったものの、米国政権の信頼低下や英国によるEU離脱交渉難航など、将来への見通しが不透明な状況が続いております。一方で、我が国経済においては、IT産業を中心とする輸出の回復や公共投資の増加、個人消費の底堅い推移などにより、将来に向けて緩やかな景気回復基調が続いていくと考えます。

このような経済状況の下で、当社グループは、国内外において進むデジタル・トランスフォーメーションの動きと、より多様化する顧客ニーズに対応すべく、マーケティング・リサーチ・サービスのラインナップを拡充しながら、国内事業の安定的成長の追求と海外事業の基盤強化を進めると共に、国内外の両面においてデジタル・マーケティング分野の事業展開の強化に注力してきました。

国内においては、当社単体が前年同期比二桁成長となる過去最高の当期売上収益を記録し、当社グループ全体の業績を牽引すると共に、国内子会社の業績も同様に好推移しました。海外子会社においても、MetrixLab B.V.が過去最高の売上収益を記録すると共に、海外子会社全体では各現地通貨ベースで引き続き売上収益の前連結会計年度比二桁成長が続いており、当社グループ全体の連結売上収益は堅調に伸長しました。

国内の事業状況としては、企業のデジタル・メディアへの広告出稿拡大等を追い風に、重点戦略商品であるデジタル・マーケティング関連商材の販売が、広告代理店及びサービス事業者に対して、非常に好調であったことに加え、近年日本企業の海外進出に伴う事業環境の変化から、グローバル・リサーチ商材の販売が、食料品メーカー、家電メーカーを中心に大きく伸長しました。また海外では特に、グローバル・キー・アカウント（グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングにかかる多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）として、グローバルに営業強化の対象としている企業群のこと）を中心とした企業に対する売上が引き続き、堅調に推移しました。

一方で利益面では、継続的に実施している外注費の抑制や人件費抑制の施策がそれぞれ奏功し、年間を通じて営業利益を押し上げる形となりました。また、2016年3月、2017年3月に実施したリファイナンスによる金利引き下げにより、前連結会計年度比で支払利息を中心とした金融費用が大きく減少し、当期利益の増加に寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は35,514百万円（前連結会計年度比9.3%増）、営業利益6,825百万円（同19.1%増）、税引前利益5,882百万円（同43.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,706百万円（同30.8%増）となりました。

	第3期 (2016年6月期)	第4期 (2017年6月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上収益	32,504	35,514	+3,009	+9.3%
営業利益	5,730	6,825	+1,095	+19.1%
税引前利益	4,087	5,882	+1,794	+43.9%
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,832	3,706	+873	+30.8%

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下の通りであります。なお、当社グループの報告セグメントの詳細については、(5) 主要な事業内容 をご参照下さい。

### マクロミルグループ

売上高  
**28,517**百万円  
(前連結会計年度比10.5%増)

マクロミルグループにつきましては、当社単体、国内子会社及び、一部海外子会社、いずれの業績も好調に推移しました。当社単体を筆頭に売上が大きく伸長したことに加え、適切なコストコントロールを行うことで、グループ全体の売上、営業利益の拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する当連結会計年度の売上収益は28,517百万円、営業利益は6,067百万円となりました。

### MetrixLabグループ

売上高  
**6,997**百万円  
(前連結会計年度比4.6%増)

MetrixLabグループにつきましては、引き続き売上拡大の勢いを維持しており、グローバルなFMCG (Fast Moving Consumer Goods : 日用消費財) 企業を中心とするグローバル・キー・アカウントへの販売や、デジタル・マーケティング商材がこれを大きく牽引しています。費用面においては、欧米におけるオペレーションの生産性改善が続いており、営業利益の大幅な拡大を実現しております。

以上の結果、外部顧客に対する当連結会計年度の売上収益は6,997百万円、営業利益は758百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、主にマクロミルグループにおける品川リバーサイドオフィスの開設や、パネルシステム等の構築及びセキュリティ増強等の投資を目的として総額1,007百万円を投資いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として230百万円の調達を行いました。

また、新株予約権の行使及び公募増資による新株発行により1,149百万円の調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第1期 (2014年6月期) (国際会計基準)	第2期 (2015年6月期) (国際会計基準)	第3期 (2016年6月期) (国際会計基準)	第4期 (2017年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	—	28,761	32,504	35,514
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	—	△586	5,730	6,825
税引前利益又は 税引前損失 (△)	(百万円)	—	△4,204	4,087	5,882
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△)	(百万円)	—	△4,320	2,832	3,706
基本的1株当たり当期利益 又は基本的1株当たり当期損失 (△)	(円)	—	△117.61	74.82	97.11
総資産額	(百万円)	—	71,060	66,564	70,815
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	—	12,871	15,064	20,346
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	—	339.97	397.91	524.09

(注) 国際会計基準 (IFRS) への移行日が2014年7月1日であるため、第1期は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分		第1期 (2014年6月期) (日本基準)	第2期 (2015年6月期) (日本基準)	第3期 (2016年6月期) (日本基準)	第4期 (2017年6月期) (日本基準)
売上高	(百万円)	—	—	211	20,045
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△61	△8	89	1,497
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△62	△9	△7,317	533
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△267.93	△0.25	△193.27	13.98
総資産	(百万円)	17,090	18,721	56,893	57,048
純資産	(百万円)	17,087	18,715	11,401	13,084
1株当たり純資産	(円)	49,818.10	494.32	301.05	336.92

(注) 当社は、2016年6月30日に実質的な事業運営主体であった旧マクロミルを吸収合併しております。また、当社は、2013年11月25日に設立しており、第1期の会計期間は7ヶ月となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

BAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITEDは、当社の直近上位の親会社でありましたが、2017年3月22日当社株式の東京証券取引所への新規上場に伴う公募による新株発行及び親会社による当社株式の売出しによる所有株式の減少により、当事業年度末においては親会社に該当していません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エムキューブ	400百万円	73.9	消費者調査パネルの構築と運営管理等
株式会社エムプロモ	25百万円	100.0	市場調査のノウハウを生かしたプロモーション事業
Macromill Embrain Co., Ltd.	2,341百万ウォン	51.0	市場調査
株式会社マクロミルケアネット	45百万円	85.1	市場調査
株式会社電通マクロミルインサイト	360百万円	52.0	市場調査
Siebold Intermediate B.V.	1ユーロ	100.0	持株会社
MetrixLab Holding B.V.	30千ユーロ	(100.0)	持株会社
MetrixLab B.V.	30千ユーロ	(100.0)	本社機能
MetrixLab Nederland B.V.	1ユーロ	(100.0)	市場調査
MetrixLab UK Ltd.	1英ポンド	(100.0)	市場調査
MetrixLab France SARL	1,313千ユーロ	(100.0)	市場調査
MetrixLab US, Inc.	1米ドル	(100.0)	市場調査
明路市場調査（上海）有限公司	11百万人民元	(90.0)	市場調査
Precision Sample, LLC	65,552米ドル	(55.0)	市場調査におけるパネル提供

(注) 当社の議決権比率について、当社の子会社を介して保有する議決権割合については括弧書きを付して記載しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは2014年4月の非公開化後、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築し、M&A等を通じた海外及び国内事業拡大、グローバルな経営執行体制の構築、人的リソースの強化、デジタル・マーケティング事業の拡充等を実現してまいりました。これらの取組みにより、真のグローバル企業へと成長を遂げていくためのプラットフォームが確立されたものと認識しております。

当社グループは現在、世界13ヶ国に拠点を有しており、今後さらにグローバル展開を加速させてゆく方針であります。そのためには事業のコアとなる優秀な人材の獲得、資金調達手段の多様化、情報発信の影響力向上等、上場企業となることで達成が期待できる事項が多く存在しております。またグローバルな事業成長を着実に果たすことにより、上場後の投資家の期待に応えていくことが必要であると考えております。

こうした背景のもと現在当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

### ① グローバル・キー・アカウントへの集中的営業リソースの投下

当社グループでは、約90ヶ国において年間3,800超の企業に対する取引実績（2017年6月期）を有しておりますが、グローバルに事業を展開し、調査・マーケティングに係る多額の予算を有する顧客企業グループのうち、当社グループのさらなる成長の鍵となる顧客（キー・アカウント）を、グローバル・キー・アカウントと位置づけ、専門営業チームを組成して対応することで、当該顧客企業グループからのグローバルなマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しております。直近ではシンガポール、オランダ、日本等で当社が強みを持つ地域における顧客との関係を足掛かりに、当該顧客が事業を展開している他の地域で新たに案件を受託する等、グローバル・キー・アカウントからの具体的な事業機会が拡大してきております。

なお、日本市場においては、大口顧客との過去5年間の平均取引継続率が97.0%（注）であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有するなど、極めて強固な関係を構築することに成功しております。当該成功パターンをグローバル・キー・アカウントに移植し、関係強化に努めてまいり所存です。

現状は当社グループの人的リソースの観点から、グローバル・キー・アカウントとして営業強化に取り組んでいる対象顧客は25社程度となっておりますが、今後人材の育成や拠点網の拡充により、より多くのグローバル企業に対して同様の営業攻勢を行っていくことが必要と考えております。

（注）ある事業年度における「取引継続率」とは、直前事業年度における当社での売上高が1,000万円以上の企業のうち、当該事業年度においても取引（金額を問いません。）を継続している企業の割合

## ② デジタル・マーケティング事業の拡充

当社グループは、自社の良質なパネル基盤と、長年に亘り蓄積してきた「意識データ」、「行動データ」、「属性データ」等からなるデータ・ラインアップを活用することで、顧客の広告効果を分析し、その有効性をリアルタイムで把握するシステムを開発しており、これを用いて顧客のマーケティング活動の向上を支援するデジタル・マーケティング事業の展開を加速しております。

広告効果測定の実現に代表されるデジタル・マーケティング事業は、従来、顧客の調査費や広告費の一部を使って実施されていたマーケティング・リサーチの枠組みを超え、一般に顧客にとってより大きな予算が確保されている自社のサービスや製品に係る販促費やマーケティング・プロモーション費用を使うケースも多く、当社にとっては従来の規模を大きく超えた収益機会の提供をもたらし得るものであるため、その将来性は大きいと考えています。こうした傾向は海外において先行しており、MetrixLabグループセグメントにおけるデジタル・マーケティング事業に係る売上の比率は、2017年6月期において既に36.4%である一方、マクロミルグループセグメントにおける同比率は2014年6月期から2017年6月期において、順に1.1%、2.6%、4.2%、6.2%という水準に過ぎず、今後、大きな成長が期待できると考えております。当社グループでは、このような成長の具体化に向けて、最新のアドテクノロジーの動向や、新たなデバイスの登場、その他技術革新の方向性に幅広く着目し、それらがもたらす顧客ニーズの変化にいち早く対応できるよう、デジタル・マーケティング事業のサービスラインアップの拡充や新サービスの開発、そして人員を増強し営業力の強化に注力してゆく方針です。

## ③ マクロミル・MetrixLabのグループシナジーの追求とグローバル・カンパニーとしての企業風土の構築

当社グループの事業は大きくマクロミルグループとMetrixLabグループの事業領域から構成され、いずれの事業についてもオンライン・マーケティング・リサーチを行っております。

両事業領域を統合した当社グループは、13ヶ国34拠点において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供し、その事業展開を大きく加速しています。過去5年間の売上収益の年平均成長率は20%で、世界のマーケティング・リサーチ企業の中で最も早い成長を続けています（注）。なお、2017年6月期における当社グループの海外売上高比率は合計28%で、その内訳は北米8%、欧州10%、アジア11%であります。グローバル化を加速する各国の顧客企業への対応力強化のためには、旧所属会社や拠点に固執することなく、それぞれの拠点が密接に連携し最適なソリューションの提供を行うことが必要であると認識しております。

当社グループでは“One-Macromill”を打ち出し、ブランドを統合し、またソリューションプラットフォームの統合も推進していくことで、顧客と従業員の双方が当社グループのソリューション提供能力をこれまで以上に活用で

きるように推進してまいり所存です。

こうした体制整備のためにも、人員の拠点・会社間での相互派遣の強化や当社によるグローバル単位での統括管理体制の強化等を通じ、企業風土のグローバル化を推進してまいります。また、それぞれの旧来からの顧客に対して両グループのソリューションを販売（クロスセル）することで、ソリューション幅の拡大と、顧客との関係強化、ひいては業績拡大を追求してゆく方針です。

(注) 出典：ESOMAR Global Market Research 2013/2015/2016。2012年から2014年及び2015年にかけての当社グループの売上収益の年平均成長率（2ヶ年及び3ヶ年CAGR）が、同レポートに掲載されているlargest 25 global marketing research companiesの中で最大（但し、ヘルスケアITサービスプロバイダーであるIMS Healthを除きます。）

#### ④ さらなる成長フェーズに向けた事業基盤の強化

拡大するオンライン・マーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。

当社グループは非公開化後、マーケティング・営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでまいりました。具体的には、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、パイプライン管理の強化による潜在案件の見える化、インセンティブ制度の見直しによるセールスのモチベーション向上、案件毎の収益性管理の導入、業務プロセスの一部内製化による外注費の削減、規模の経済を生かしたパネル調達コストの削減交渉推進、ITコストの抜本の見直し等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

今後も売上と利益双方の伸長をバランス良く実現するべく、業務改善を継続してまいります。

#### ⑤ 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応してゆくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めてゆく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、ダイバシティの推進、人材教育に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2017年6月30日現在)

当社グループは、当社、連結子会社26社及び関連会社1社により構成されております。

当社グループは2014年4月に当社が非公開化した後、大手FMCG（Fast Moving Consumer Goods：日用消費財）販売企業を主要顧客とするオンライン・マーケティング・リサーチ専門のオランダ法人MetrixLab Holding B.V.及びそのグループ会社を買収（2014年10月）し、当該買収を契機にグローバル規模でのマーケティング・リサーチ事業の展開を本格的に開始いたしました。そのため、当社グループは、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本を主に統括している「マクロミルグループ」、海外を主に統括している「MetrixLabグループ」の2つを報告セグメントとしております。

「マクロミルグループ」は、当社並びに株式会社電通マクロミルインサイト及びMacromill Embrain Co.,Ltd.、株式会社マクロミルケアネット、株式会社エムプロモ、株式会社エムキューブ等の子会社で構成され、当社が独自開発した自動インターネット・リサーチ・システム（AIRs：Automatic Internet Research system）を利用することによるオンライン・マーケティング・リサーチ（提供サービスはQuickMill、OrderMill等）、定性調査、データベース提供、デジタル・マーケティング（注1）を主なサービスとして提供しております。

「MetrixLabグループ」は、MetrixLab B.V.及びMetrixLab US, Inc.等の子会社で構成されており、インターネットによる消費者インサイト（注2）ベースのオンライン・マーケティング・リサーチ、定性調査、デジタル・マーケティングを主なサービスとして提供しております。

当社グループは、「世界に誇れる実行力と、時代を変革するテクノロジーを統合し、唯一無二のグローバル・デジタル・リサーチ・カンパニーを目指します」をグループビジョンとして掲げており、日本、欧州、米国、アジア等世界13カ国において、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供しております。

マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけるものを作るための情報（消費者インサイト）を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

マーケティング・リサーチ市場における一般的な市場調査は、郵送・電話・座談会等で消費者の意見を聴取する手法（オフライン・マーケティング・リサーチ）と、インターネットを活用してパネル（注3）と質問・回答のやりとりを行う手法（オンライン・マーケティング・リサーチ）に大別されますが、当社は日本において他社

に先駆けてオンライン・マーケティング・リサーチを開始し、日本のオンライン・マーケティング・リサーチ市場においてNo.1の市場シェア（注4）を有しております。

(注) 1. デジタル・マーケティング

デジタルデータやデジタル施策を使ったマーケティング活動の総称であり、広告のプリテスト、様々なメディア・媒体における広告効果測定、ソーシャルメディア分析等を意味します。

2. インサイト

消費者の行動や思惑、それらの背景にある意識構造を見ぬいたことによって得られる「購買意欲の核心」を意味します。

3. パネル

質問票に対する回答者予備群として会員登録されている様々な属性の調査対象者のこと。個々のリサーチの目的に応じ、パネルの中から、年齢、性別、購買履歴、その他から属性別に回答者を抽出し、本調査の対象者として回答を依頼します。当社ではその属性を詳細に把握し、必要に応じてタイムリーに直接コンタクトが可能な1,000万人を超える良質な自社パネルをグローバルに保有しております。

4. No.1の市場シェア

オンライン・マーケティング・リサーチ市場シェア＝マクロミル単体及び電通マクロミルインサイトのオンライン・マーケティング・リサーチに係る売上高（2016年12月末時点の12ヶ月換算(LTM)数値）÷日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)によって推計された日本のMR業界市場規模・アドホック調査のうちインターネット調査分(2016年度分)（出典：日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)2017年7月14日付第42回経営業務実態調査）

(6) 主要な営業所 (2017年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都港区
品川リバーサイドオフィス	東京都港区
新宿オフィス	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市北区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区

## ② 子会社

株式会社エムキューブ	東京都港区
株式会社エムプロモ	東京都港区
Macromill Embrain Co., Ltd.	韓国ソウル市
株式会社マクロミルケアネット	東京都港区
株式会社電通マクロミルインサイト	東京都中央区
MetrixLab Nederland B.V.	オランダ ロッテルダム
MetrixLab UK Ltd.	イギリス ロンドン
MetrixLab France SARL	フランス パリ
MetrixLab US, Inc.	米国 ニュージャージー州
明路市場調査（上海）有限公司	中国 上海市
Precision Sample, LLC	米国 コロラド州

**(7) 使用人の状況** (2017年6月30日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
マクロミルグループ	1,356 (205) 名	127名増 (8名増)
MetrixLabグループ	534 ( 35) 名	69名増 ( 3名増)
合 計	1,890 (240) 名	196名増 (11名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
893 (166) 名	71名増 (5名減)	32.3歳	4.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数を ( ) 内に外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2017年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	16,960
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,879
株式会社東京スター銀行	5,700
株式会社新生銀行	4,012
株式会社りそな銀行	2,240
日本生命保険相互会社	1,702
株式会社静岡銀行	547
合計	40,041

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2017年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 151,435,200株

② 発行済株式の総数 38,823,400株

(注) 1. 発行可能株式総数は、2016年9月28日付定時株主総会の決議に基づく、同日付の定款変更により3,485,648株減少し、2016年9月9日付の取締役会決議に基づく、2016年9月30日付の株式分割に伴う定款の一部変更により149,920,848株増加しております。

2. 発行済株式の総数は、株式分割により37,480,212株、新株予約権の行使により476,800株、新株発行により487,800株増加しております。

③ 株主数 7,672名

#### ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
BAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITED	11,707,500	30.2
株式会社電通	2,930,000	7.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,635,600	6.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,831,100	4.7
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,413,100	3.6
VOC INVESTMENT PARTNERS B.V.	1,080,800	2.8
株式会社コロプラ	1,025,600	2.6
RE FUND 116-CLIENT AC	821,600	2.1
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	594,700	1.5
CACEIS BANK S.A., GERMANY BRANCH GRP CBD UCITS CLIENTS	558,000	1.4

(注) 持株比率は自己株式 (55株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第8回新株予約権	
発行決議日		2016年9月9日	
新株予約権の数		550個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権1個につき	55,000株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり (1株当たり)	45,000円 450円)
権利行使期間		2016年9月9日から 2021年9月8日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況 (注) 1	取締役 (社外取締役を除く。) 及び執行役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	550個 55,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 1. 2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度末日現在 (2017年6月30日) においては、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

2. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

(5) 本新株予約権者と当社間で締結した新株予約権割当契約 (以下、本新株予約権において「新株予約権割当契約」という。) に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。

a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月1日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の33.3%ずつ累積して権利確定する。

- b. 上記 a. にかかわらず、本新株予約権は、適格上場（新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の50%を超える株式が Bain Capital Private Equity, LP及びその関連会社（Bain Capital Private Equity, LP又はその関連会社が助言を行うファンドを含み、以下「（2）新株予約権等の状況」において「BCPEグループ」という。）により売却されることをいう。以下本新株予約権において同じ。）をもって行使可能となる。なお、本新株予約権者については、当該本新株予約権が権利確定の上で行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。
- c. 上記 a. 及び b. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本 c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本新株予約権において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- （a）当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本新株予約権において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （b）BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の50%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （c）当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- （a）900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - （b）新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - （c）新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - （d）新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- （a）本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - （b）上記（a）以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競争禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権	
発行決議日		2016年9月9日	
新株予約権の数		4,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権1個につき	400,000株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり (1株当たり)	45,000円 450円)
権利行使期間		2016年9月9日から 2026年9月8日まで	
行使の条件		(注) 2	
使用人等への 交付状況 (注) 1	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	4,000個 400,000株 1名

(注) 1. 2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度末日現在(2017年6月30日)においては、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

2. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約(以下、本新株予約権において「新株予約権割当契約」という。)に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。

a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月9日、2017年9月1日、2018年9月1日及び2019年9月1日(それぞれの日を、以下、本新株予約権において「権利確定日」という。)に、以下のとおり累積して権利確定する。但し、権利確定する本新株予約権の数は、合算して、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数を上限とする。

(a) 当該日時点における年間売上成長率(※1)が5%以下である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の2.5%が権利確定する。

(※1) 本新株予約権において、「年間売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該日の直前事業年度における連結売上高の、当該直前事業年度の直前の事業年度における連結売上高に対する成長率をいう。

(b) 当該日時点における年間売上成長率が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた数の25%が権利確定する。

- (c) 当該日時点における年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
- b. 本新株予約権は、2019年9月1日時点で本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が存続していることを条件として、同日に、以下のとおり、上記a. に追加して権利確定する。但し、上記a. に従い権利確定した本新株予約権の総数が下記(a)又は(b)に従い計算される本新株予約権の数以上である場合、本b. に基づく追加的な権利確定は生じない。
- (a) 当該日時点における平均年間売上成長率(※2)が10%以上である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は全て権利確定する。
- (※2) 本新株予約権において、「平均年間売上成長率」とは、2015年7月1日から2019年6月30日までの4年間における平均の年間売上成長率(複利ベースで計算される。)をいう。
- (b) 当該日時点における平均年間売上成長率が5%超・10%未満である場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該年間売上成長率と5%との差に18を乗じて10%を加算した割合の本新株予約権が権利確定する。
- c. 上記a. 及びb. にかかわらず、2019年9月1日より前に支配権移転(※3)が生じる場合、本新株予約権は、支配権移転が生じた日において未到来の権利確定日の数に2.5を乗じた割合の本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定する。
- (※3) 本新株予約権において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合(但し、適格上場(新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本新株予約権において同じ。)に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。)をいう。
- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者(以下、本新株予約権において「第三者」という。)に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 本新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が、本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由以外の理由に基づき、当社又はその子会社等により終了された場合、下記の各場合に応じた割合に、当該終了日が属する事業年度の初日から当該終了日までの日数を365で除した割合を乗じた数の本新株予約権が権利確定する。
- (a) 直近12ヶ月売上成長率(※4)が5%以下である場合、2.5%。
- (※4) 本新株予約権において、「直近12ヶ月売上成長率」とは、新株予約権割当契約締結時点における当社グループの既存事業からの連結売上高について、当該終了日が属する月の2ヶ月前から遡った12ヶ月間における当社グループの連結売上高の、前年同期間における当社グループの連結売上高に対する成長率をいう。
- (b) 直近12ヶ月売上成長率が10%以上である場合、25%。
- (c) 直近12ヶ月売上成長率が5%超・10%未満である場合、当該直近12ヶ月売上成長率と5%との差に4.5を乗じて2.5%を加算した割合。
- e. 上記a. 乃至d. に従い権利確定済みの本新株予約権は、適格上場をもって行使可能となり、適格上場後に権利確定する本新株予約権は、権利確定時に行使可能となる。
- f. 上記e. にかかわらず、支配権移転が生じる場合、当該支配権移転の直前までに上記a. 乃至d. に従って権利確定した本新株予約権は当該支配権移転の直前に行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本f. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- g. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
- (b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合

- (c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
- (d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- h. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で権利未確定の本新株予約権は直ちに消滅するとともに、当該終了時点で権利確定済みの本新株予約権のうち当該終了日前に行使されていない本新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
  - (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、当該本新株予約権は直ちに消滅する。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - (b) 上記(a)以外の理由に基づき、雇用関係が当社又はその子会社等により終了された場合、又は、理由の如何を問わず本新株予約権者により雇用関係が終了された場合、当該本新株予約権は引き続き権利確定済みのまま残存し、支配権移転時又は本新株予約権の行使期間の末日のいずれか早い日まで行使できる。なお、この場合、当社又はその子会社等は、本新株予約権の行使により当該本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- i. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競争禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

		第8回新株予約権	
発行決議日		2016年9月9日	
新株予約権の数		3,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権1個につき)	340,000株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり (1株当たり)	45,000円 450円)
権利行使期間		2016年9月9日から 2021年9月8日まで	
行使の条件		(注) 2	
使用人等への 交付状況 (注) 1	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	3,400個 340,000株 140名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名

(注) 1. 2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度末日現在(2017年6月30日)においては、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

2. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社間で締結した新株予約権割当契約(以下、本新株予約権において「新株予約権割当契約」という。)に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
  - a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2016年9月1日から起算して、各1年後の応当日ごとに、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場(新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本新株予約権において同じ。)をもって行使可能となる。

- c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本新株予約権において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- （a）当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本新株予約権において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （b）BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （c）当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- （a）900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - （b）新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - （c）新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - （d）新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- （a）本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - （b）上記（a）以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

		第9回新株予約権	
発行決議日		2016年9月9日	
新株予約権の数		800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権1個につき	80,000株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり (1株当たり)	45,000円 450円)
権利行使期間		2016年9月9日から 2021年9月8日まで	
行使の条件		(注) 2	
使用人等への 交付状況 (注) 1	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	800個 80,000株 40名

(注) 1. 2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度末日現在(2017年6月30日)においては、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

2. (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約(以下、本新株予約権において「新株予約権割当契約」という。)に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
  - a. 各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、当該本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - b. 上記a.にかかわらず、本新株予約権は、適格上場(新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本新株予約権において同じ。)をもって行使可能となる。なお、一部の本新株予約権者については、新株予約権割当契約上、権利確定の上で行使可能となった本新株予約権は、その行使可能となった暦年の翌年3月15日までに限り行使可能であり、当該日の経過をもって当該本新株予約権は消滅する旨が定められている。

- c. 上記 a. 及び b. にかかわらず、支配権移転（※）が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本 c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- （※）本新株予約権において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- （a）当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本新株予約権において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （b）BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - （c）当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- （a）900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - （b）新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - （c）新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - （d）新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- （a）本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - （b）上記（a）以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業避止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

		第10回新株予約権	
発行決議日		2016年9月9日	
新株予約権の数		240個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 (新株予約権 1 個につき)	24,000株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	45,000円 450円)
権利行使期間		2016年9月9日から 2021年9月8日まで	
行使の条件		(注) 2	
使用人等への 交付状況 (注) 1	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	240個 24,000株 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名

(注) 1. 2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度末日現在 (2017年6月30日) においては、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

2. (1) 1 個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員でなくなった場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 本新株予約権者と当社の間で締結した新株予約権割当契約 (以下、本新株予約権において「新株予約権割当契約」という。) に定められる行使の条件に関する事項の概要は、以下のとおりである。
  - a. 本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権は、2017年9月1日、2018年9月1日、2019年9月1日及び2020年9月1日に、本新株予約権者に割り当てられた数の25%ずつ累積して権利確定する。
  - b. 上記a. にかかわらず、本新株予約権は、2019年8月30日又は適格上場 (新規上場に際して又はそれ以降に、当社の議決権の75%を超える株式がBCPEグループにより売却されることをいう。以下本新株予約権において同じ。) のいずれか遅い方の日をもって行使可能となる。
  - c. 上記a. 及びb. にかかわらず、支配権移転 (※) が生じる場合は、全ての本新株予約権が当該支配権移転の直前に権利確定し、行使可能となる。但し、当該支配権移転の発生をもって、それまでに行使されなかった本新株予約権は消滅する。なお、当社又はその子会社等は、本c. に基づく本新株予約権の行使により本新株予約権者が取得した当社株式を、公正価額を対価として取得することができる。

- (※) 本新株予約権において、「支配権移転」とは、以下のいずれかの場合（但し、適格上場に際して又はそれ以降に行われる当社株式の譲渡その他の処分を除く。）をいう。
- (a) 当社の全部又は実質的に全部の資産がBCPEグループ以外の第三者（以下、本新株予約権において「第三者」という。）に譲渡され、BCPEグループが当該第三者の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (b) BCPEグループにより当社株式の譲渡その他の処分がなされ、当社の議決権の75%超が第三者により保有されるとともに、BCPEグループが当社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
  - (c) 当社の第三者との合併が行われ、BCPEグループが存続会社の取締役の過半数を選任する権利を有しないこととなる場合
- d. 以下のいずれかの事由が発生した場合、全ての本新株予約権は直ちに消滅する。
- (a) 900円を下回る価額で当社の普通株式が発行された場合。但し、当該価額が会社法第199条第3項及び第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。
  - (b) 新規上場より前に、900円を下回る価額による当社の普通株式の売却等が行われた場合
  - (c) 新規上場より前に、第三者算定機関により当社の普通株式に係る事業年度末日時点におけるディスカウントド・キャッシュ・フロー法又は類似会社比較法を用いた価値評価が行われ、当該価値が行使価額を下回った場合。但し、かかる価値評価結果がレンジで表示される場合は、当社の取締役は、当該レンジの範囲内で、適切な価格を決定できるものとする。
  - (d) 新規上場後、当社の普通株式の終値が900円を下回った場合
- e. 本新株予約権者と当社及びその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、当該終了時点で行使されていない本新株予約権は直ちに消滅する。なお、かかる場合、本既発行株式は、以下のとおり取り扱われる。
- (a) 本新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める正当事由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額及び行使価額のうち低い方の額を対価として取得することができる。
  - (b) 上記(a)以外の理由に基づき雇用関係が終了した場合、当社又はその子会社等は、本既発行株式を、公正価額を対価として取得することができる。
- f. 本新株予約権者が新株予約権割当契約、発行要項又は当社若しくはその子会社等との間の競業禁止その他一定の事項に関する合意に違反した場合、当社は、本新株予約権を消滅させ又は当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を制限することができる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び執行役の状況 (2017年6月30日現在)

取締役

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	スコット・アーンスト	指名委員 報酬委員	
取締役	杉本勇次	監査委員	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC マネージングディレクター (株)すかいらーく 取締役 (株)雪国まいたけ 取締役 (株)ニチイ学館 社外取締役 日本風力開発(株) 取締役 (株)ベルシステム24ホールディングス 取締役 大江戸温泉物語(株) 取締役 大江戸温泉物語グループ(株) 取締役
取締役	デイビッド・グロスロー	指名委員 報酬委員	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC マネージングディレクター (株)ドミノ・ピザジャパン 取締役 チャイナ・ファイヤー・アンド・セキュリティグループ・インク 取締役 (株)すかいらーく 社外取締役 リテイル・ズーPTY・リミテッド 取締役 日本風力開発(株) 取締役
取締役	入山章栄	指名委員 報酬委員 監査委員	早稲田大学ビジネススクール 准教授
取締役	水島淳	監査委員	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
取締役	ローレンス・ウェバー		Racepoint Global CEO Pegasystems Inc. 取締役 RMG Networks Holding Corporation 取締役

- (注) 1. 取締役デイビッド・グロスロー氏、入山章栄氏、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏は、社外取締役であります。また、取締役入山章栄氏、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして、補助使用人2名を設置しており、当該補助使用人が重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員は選定していません。

## 執行役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役	スコット・アーンスト	グローバルCEO
執行役	マーク・サイデル	グローバルCOO
執行役	城戸輝昭	グローバルCFO
執行役	岡 慎一郎	グローバルCHRO
執行役	小川久仁子 (戸籍名：高橋久仁子)	グローバルCTO
執行役	佐々木 徹	日本担当
執行役	ヤン・ウィレム・ゲリッツェン	欧米担当

(注) 代表執行役スコット・アーンスト氏は、取締役を兼務しております。

## ② 当事業年度中の取締役及び執行役の異動

## イ. 就任

2016年11月29日開催の臨時株主総会において、水島淳氏及びローレンス・ウェバー氏が取締役に選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。

## ロ. 退任

2016年9月28日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって、取締役横山淳氏は任期満了により退任しました。また、2016年11月9日付で取締役ヨハネス・アルバートゥス・ゴデフィーデス・デ・グルート氏は辞任により退任いたしました。なお、同氏退任時の担当及び重要な兼職はありません。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ④ 取締役及び執行役の報酬等

##### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	27 (20)
執行役	7	281
合 計 (うち社外役員)	11 (3)	308 (20)

- (注) 1. 上記の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
2. 上記には、2016年11月9日付で辞任により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
3. 当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役8名及び執行役7名（なお、期末現在の人員は取締役6名、執行役7名であります。）のうち取締役3名（うち社外取締役2名）については無報酬であります。
4. 取締役と執行役を兼務する役員の報酬等の額は、執行役としての報酬等の額に含めて記載しております。
5. 執行役の報酬等の額には執行役7名に対する役員賞与に係る当事業年度における役員賞与引当金繰入額82百万円が含まれております。

##### ロ. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社は、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。同委員会は、2名の社外取締役、1名の取締役で構成されており、委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしております。

また、その決定方法の概要は、以下のとおりであります。

###### 取締役

取締役の報酬は、経歴、専門的知識及び能力水準、これまでの報酬実績、担当する役割、並びに他社の報酬水準に関する調査結果等を総合的に勘案して、報酬委員会において個人別の報酬額を決定いたします。

###### 執行役

執行役の報酬は、委任された職務において、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさを勘案し、他社の報酬水準に関する調査結果等を考慮した上で、報酬委員会において役位別の報酬基準額を決定いたします。報酬基準額は、「基本報酬」並びに「業績連動報酬」で構成され、報酬委員会において役位別にその比率を設定いたします。基本報酬は定額とし、業績連動報酬は個人別の財務目標の達成率やミッション達成度等の評価項目に対する評価結果に基づき報酬委員会において毎期決定いたします。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職の状況及び兼職先との関係等
取締役	デイビッド・グロスロー	<p>ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC マネージングディレクターであります。同社は、当社の発行済株式総数の30.2%を所有するBAIN CAPITAL STING HONG KONG LIMITEDを間接的に保有する投資ファンドに対して投資助言を行うベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPのグループ会社であります。</p> <p>(株)ドミノ・ピザジャパン取締役、チャイナ・ファイヤー・アンド・セキュリティグループ・インク取締役、(株)すかいらーく社外取締役、リテイル・ズーPTY・リミテッド取締役、日本風力開発(株)取締役であります。各社はベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPのグループ会社であります。当社は、(株)すかいらーくとの間において、アンケートシステム保守・運用に関する契約を締結しております。それ以外に、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。</p>
取締役	入山章栄	早稲田大学ビジネススクール准教授であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	水島 淳	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	ローレンス・ウェバー	Racepoint Global CEO、Pegasystems Inc.取締役、RMG Networks Holding Corporation取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 デイビッド・グロスロー	当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回、指名委員会4回のうち2回、報酬委員会4回の全て、また、2016年11月29日付の監査委員の退任までに開催された監査委員会6回のうち5回に出席いたしました。様々な企業の業績改善に携わってきた豊富な経験と知見に基づいて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 入山 章栄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査委員会12回のうち11回、また2016年10月3日の指名委員及び報酬委員への就任以降、当事業年度に開催された指名委員会3回及び報酬委員会3回の全てに出席いたしました。コンサルタントとしての経験及び早稲田大学ビジネススクールの准教授としての研究・教育活動や、企業へのアドバイス等の実績を踏まえ、経営学者の立場からの企業経営・ガバナンスに関する助言・提言を行っております。
取締役 水島 淳	2016年11月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回及び監査委員会6回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査委員会において、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 ローレンス・ウェバー	2016年11月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。デジタル・マーケティング領域における豊富な知見や企業経営者としての長年の経験に基づいて、当社の経営全般について適宜、助言・提言を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	108
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	148

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新規株式公開に伴い「監査人から引受事務幹事会社への書簡」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- イ. 当社の執行役は、法令、定款及び取締役会決議並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
- ウ. 当社の監査委員は、法令に定められた権限を行使するとともに当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役（外国法上取締役に対応する者を含む。以下同様。）及び使用人の職務を監査しております。
- エ. 当社グループの役員及び使用人の社会倫理に適合した行動を促すため、マクロミル行動規範を定めております。また、行動規範の周知、遵守のための研修等の啓蒙・教育活動を推進しております。全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的にコンプライアンス推進体制を整備、コンプライアンス最高責任者を代表執行役とし、経理管理本部担当執行役を会長とするコンプライアンス推進会を設置しております。コンプライアンス推進会では、コンプライアンスに関する方針・施策の検討と推進、コンプライアンス体制の推進と改善、企業理念・企業行動基準の周知徹底と遵守の総括管理を行っております。
- オ. 法令、倫理、行動規範に対する違反違法行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に内部通報制度の設置を定めております。
- カ. 当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査規程、内部監査手続基準、内部監査計画等に基づき、当社グループにおける会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施し、その結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行っております。代表執行役は、業務執行手続上不適切な事項がある場合には必要に応じて各事業部門又は子会社に改善を勧告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・改善事項について、その改善状況につき、フォローアップ監査を実施しております。

## ② 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### ア. 情報の保存・管理

各委員会議事録等の法定文書のほか、執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録を含む。以下同様。）を文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存、管理しております。

### イ. 情報の閲覧

執行役は、上記文書等について監査委員会からの要求があった場合には速やかに提出しております。

## ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社の経営管理本部に法務ユニットを、また代表執行役直轄の組織として内部監査室を設置し、当社グループの法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行っております。

イ. 当社の取締役会、執行役会、経営会議その他の重要な会議にて、執行役、エグゼクティブマネジャー、当社子会社の取締役、その他の業務執行責任者から、当社グループの業務執行に関わる報告を定期的に行っております。

ウ. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討を行い、損失危機管理の状況をモニタリングしております。

エ. プライバシーポリシーを定め、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施、維持し、かつ改善するとともに、情報セキュリティポリシーを定め、適切な情報管理体制を構築、維持しております。

オ. 不測の事態が発生した場合には、当社の執行役を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理にあたります。

カ. 当社グループに著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限に止めるために、緊急対策本部の設置、緊急連絡網の整備、顧客・パネルその他ステークホルダーへの対応、業務の継続判断等に関するガイドラインを定めております。

## ④ 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は職務権限規程、業務分掌規程に基づき適切に執行役又は執行役会に権限の委譲を行い、執行役又は執行役会が付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき適正、円滑、組織的かつ効率的な業務の執行が行われる体制を構築しております。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社グループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限及び予め設定された経営計画に基づき当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。また、当社グループにとって重要な案件が当社子会社各社から当社に上程され、適切な機関によって意思決定

されることを確保するため、当社は、当社子会社各社をして、必要事項を定めた職務権限規程を制定させるとともに、その内容を各社の使用人に対して周知徹底させております。

イ. 当社及び当社子会社各社の人事制度に、目標達成に向けて使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。

ウ. 当社の各種社内会議体制の整備

a. 取締役会

取締役会は、原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行うとともに、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受け、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。

b. 執行役会

執行役会は、会社法第416条第4項に基づき、取締役会の決議によって、執行役に委任された業務執行の決定のうち、職務権限規程により執行役会決議事項とされた事項について決議を行っております。執行役会は、原則毎週1回開催される定時執行役会の他、必要に応じて臨時執行役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

c. 経営会議

執行役、エグゼクティブマネジャーからなる経営会議を原則として毎週1回開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項について、慎重かつ多角的に検討、協議を行っております。

## ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社の執行役又はマネジャー職に相当する職位以上の者を当社子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督しております。

イ. 当社において原則毎週開催される定時執行役会又は経営会議において、適時、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、当該子会社の取締役又は担当執行役若しくは担当エグゼクティブマネジャーから報告を行っております。

ウ. 当社子会社における法令等遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制の構築運営を支援する体制及び当該子会社における内部統制体制を管理・モニタリングする体制を構築しております。

エ. 経営管理本部は子会社等管理規程に基づき、当社子会社に一定の事項について所定の承認を受けさせ、経営内容を把握するため資料等の提出を求め検討しております。

オ. 内部監査室は、当社子会社に対し、会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施しております。

#### ⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の指名により、職務を補助する使用人を設置しております。

#### ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人を置く場合には、その独立性を確保するため使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。

#### ⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、並びに当社子会社各社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人（以下、総称して「取締役等」といいます。）は、監査委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告いたします。また、取締役等は、監査委員会に対して、法定の事項に加えて、当社グループに重大な影響を与える事項、当社子会社各社の役員及び使用人から内部通報制度等により報告を受けた重要事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告いたします。報告の方法については、監査委員会が決定する方法によります。

#### ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、法令、倫理、行動規範に対する違反行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に基づいて内部通報制度を設置・運用しており、かかる制度に基づき通報を行った役員及び従業員を公正かつ丁寧に取り扱い、通報者に対する一切の報復措置を許容せず、当該通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

#### ⑩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動に係る費用計画を作成し、当社は、かかる費用計画に従って発生した費用を負担いたします。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する弁護士その他の外部専門家の費用も含まれます。

## ⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて随時、当社グループの取締役、執行役又は使用人から報告を受けます。
- イ. 監査委員会又は監査委員は、主要な稟議書その他の決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握いたします。また、必要に応じて当社グループの取締役、執行役又は使用人からその説明を求めます。
- ウ. 監査委員会又は監査委員は、当社グループの会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。
- エ. 監査委員会又は監査委員が、必要に応じて独自に、弁護士その他の外部専門家に相談できる環境を整備いたします。
- オ. 監査委員は、原則毎月1回、監査委員会を開催し、監査に係る方針、重要事項について協議を図るものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役、監査役（外国法上監査役に相当する者を含む。）又は内部監査室と意見を交換いたします。
- カ. 当社の代表執行役直轄の内部監査室は、内部監査の計画及び結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行います。

## ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ア. 反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応しております。
- イ. 反社会的勢力に対する対応部門を経営管理本部に設置するとともに、不当要求防止責任者を選任しております。
- ウ. 不当要求防止責任者は、所轄警察署が開催する講習会などに定期的に参加し、所轄警察署や関連団体などから適宜情報を入手し、これらの情報に基づき反社会的勢力からの被害防止を行っております。
- エ. 有事の際には、所轄警察署や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 執行役及び使用人にコンプライアンスに関する研修を実施し、それぞれコンプライアンスに対する意識の向上を行いました。
- イ. 監査委員会の職務を補助するものとして設置された補助使用人が重要な会議への出席、重要な決裁書類のレビュー、担当者へのヒアリング等の情報収集を行い、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、それぞれ毎月開催される監査委員会において報告しました。
- ウ. 内部通報運用規程に基づいて、内部通報窓口を設置するとともに、役員及び使用人に対して周知を行い、法令等に違反する事実の早期発見に努めております。

### ② 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録も含む。）を文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存、管理しております。

### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 内部監査室が策定した内部監査計画に基づいて当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表執行役及び監査委員会に報告し、協議を行いました。
- イ. 情報セキュリティ強化を目的としたシステム開発等を積極的に行い、その状況を担当執行役から取締役会、執行役会又は経営会議等の重要な会議体に適時報告を行いました。
- ウ. 個人情報保護マネジメントシステムの維持、改善を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの定めに従い、適切な情報の管理に努めております。

### ④ 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程及び職務権限規程を定め、執行役の権限及び責任を明確化し、執行役の職務の効率化を図っております。また、子会社において職務権限規程を定め、当社の承認及び報告を要する事項を明確にし、子会社の取締役の職務執行の効率化を図っております。

### ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 定例の取締役会、執行役会又は経営会議において、適宜、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況について、当該子会社の取締役又は担当執行役等から報告を行いました。
- イ. 子会社において定める職務権限規程において当社の承認事項とされている事項については、当社において適正性を確認し、承認を行いました。

## ⑥ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人2名を設置し、必要な情報の収集に努めるとともに、内部監査室及び会計監査人と意見交換等を実施しました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。一方で、将来の成長投資に必要な内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えており、当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を執行し、持続的な売上高及び利益成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えております。

従って当社は、長期的には20-30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針と致します。

また当社は、定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を規定しており、機動的な配当の実施を可能としております。

当事業年度の期末配当金については、2017年8月24日開催の取締役会において、1株5円とすることを決定しました。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

2017年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債及び資本	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	8,447	借入金	2,617
営業債権及びその他の債権	6,388	営業債務及びその他の債務	2,492
その他の金融資産	100	その他の金融負債	137
その他の流動資産	548	未払法人所得税等	877
流動資産合計	15,485	引当金	989
非流動資産		その他の流動負債	1,838
有形固定資産	1,034	流動負債合計	8,952
のれん	46,067	非流動負債	
その他の無形資産	6,059	借入金	36,880
持分法で会計処理されている投資	30	その他の金融負債	917
その他の金融資産	1,381	退職給付に係る負債	223
繰延税金資産	757	引当金	199
その他の非流動資産	0	繰延税金負債	1,213
非流動資産合計	55,330	その他の非流動負債	77
		非流動負債合計	39,511
		負債合計	48,463
		資本	
		資本金	674
		資本剰余金	11,044
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	0
		利益剰余金	8,627
		親会社の所有者に帰属する	
		持分合計	20,346
		非支配持分	2,005
		資本合計	22,352
資産合計	70,815	負債及び資本合計	70,815

## 連結損益計算書

2016年7月1日から2017年6月30日まで

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	35,514
売上原価	△18,920
売上総利益	16,594
販売費及び一般管理費	△10,030
その他の営業収益	283
その他の営業費用	△31
持分法による投資利益	9
営業利益	6,825
金融収益	15
金融費用	△958
税引前利益	5,882
法人所得税費用	△1,672
当期利益	4,210
当期利益の帰属	
親会社の所有者	3,706
非支配持分	504
当期利益	4,210

## 連結持分変動計算書

2016年7月1日から2017年6月30日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2016年7月1日時点の残高	100	17,813	—	0	—	△517
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	92	△5	224
当期包括利益合計	—	—	—	92	△5	224
新株の発行	574	647	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△0	—	—	—
所有者による労務拠出等	—	850	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	—	—	—	—	—
非支配持分に対する配当金	—	—	—	—	—	—
非支配持分との取引	—	△831	—	—	—	—
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	△7,388	—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動	—	△46	—	—	—	—
利益剰余金への振替	—	—	—	—	5	—
所有者との取引額合計	574	△6,769	△0	—	5	—
2017年6月30日時点の残高	674	11,044	△0	93	—	△293

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	合計
	新株予約権	合計				
2016年7月1日時点の残高	129	△387	△2,461	15,064	1,583	16,647
当期利益	—	—	3,706	3,706	504	4,210
その他の包括利益	—	311	—	311	63	374
当期包括利益合計	—	311	3,706	4,017	568	4,585
新株の発行	△72	△72	—	1,149	—	1,149
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0
所有者による労務拠出等	—	—	—	850	—	850
株式に基づく報酬取引	143	143	—	143	—	143
非支配持分に対する配当金	—	—	—	—	△105	△105
非支配持分との取引	—	—	—	△831	—	△831
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	—	7,388	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動	—	—	—	△46	△40	△87
利益剰余金への振替	—	5	△5	—	—	—
所有者との取引額合計	71	76	7,382	1,265	△146	1,119
2017年6月30日時点の残高	200	0	8,627	20,346	2,005	22,352

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しております。また、IFRSへの移行日は、2014年7月1日であります。当連結会計年度の連結計算書類がIFRSに準拠し作成する最初の連結計算書類となります。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

連結子会社の数は当連結会計年度末において26社であり、主要な連結子会社の名称は以下のとおりです。

株式会社エムキューブ、株式会社エムプロモ、Macromill Embrain Co., Ltd.、株式会社マクロミルケアネット、株式会社電通マクロミルインサイト、Siebold Intermediate B.V.、MetrixLab Holding B.V.、MetrixLab B.V.、MetrixLab Nederland B.V.、MetrixLab UK Ltd.、MetrixLab France SARL、MetrixLab US, Inc.、明路市場調査（上海）有限公司、Precision Sample, LLC

#### (3) 持分法適用に関する事項

##### 持分法適用関連会社の状況

持分法適用関連会社の数は当連結会計年度末において1社であり、関連会社の名称は以下のとおりです。

EOLEmbrain Online Marketing Research Co., Ltd.

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (I) 金融資産の分類

当社グループは、金融商品にかかる会計処理について、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を早期適用しております。金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。当社グループは、金融資産を事後に償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のとおり分類しております。

###### (i) 負債性金融商品

###### (a) 償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

###### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、負債性金融商品は「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しております。

## (ii) 資本性金融商品

### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループの資本性金融商品は、公正価値で測定し、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合を除いて、その変動を純損益で認識しております。

### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（取消不能）を行っております。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。資本性金融商品の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。

## (II) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか評価しております。この評価には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っております。そうでないものについては、報告日後12ヶ月の予想信用損失を見積っております。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定します。当該測定に係る金額は、純損益で認識します。

また、償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率を基礎として将来の予想信用損失を見積っております。

## (III) 金融負債の分類

金融負債の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しており、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

## (IV) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位の配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (I) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	3～34年
・工具器具及び備品	2～20年
・車両	3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

### (II) その他の無形資産

無形資産の測定においては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア	5年
・顧客関連資産	20年
・パネル資産	10～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

### (I) モニタポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

## (II) 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

### ④ 退職後給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当該会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し、算定しております。また、利息費用は、金融費用として計上しております。

確定給付制度債務及び制度資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

また、当社グループの一部の子会社では、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として処理しております。

### ⑤ 収益

当社グループは、主として、オンライン・マーケティング・リサーチをはじめとする各種のマーケティング・リサーチに係る、様々なサービスを提供しております。

収益は、サービスの提供から受領する対価の公正価値で測定しており、売上値引や消費税は収益から控除しております。

サービスの提供に関する取引は、以下の条件を全て満たし、取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、期末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い。
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できる。
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できる。

サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積ることができない場合には、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識しております。

単一の取引に複数の識別可能な構成部分がある場合、その取引を構成要素毎に分割し、構成要素毎に収益を認識しております。

また、複数の取引を一体として考えなければ経済的実態を示さない場合、複数の取引を一体として収益を認識しております。

### ⑥ のれん

企業結合により生じたのれんは、のれんに計上しております。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失が発生した場合は、連結損益計算書において認識され、その後戻入れは行っておりません。

## ⑦ 外貨換算

## (I) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引については、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

## (II) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

## ⑧ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## ⑨ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (追加情報)

当社は、2017年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。

なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

## ① 純資産維持

2017年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2017年6月第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

## ② 利益維持

2017年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、当該遵守に関する最初の判定は、2018年6月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

## 2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	2,500百万円
(2) 資産から直接控除した貸倒引当金	57百万円

### 3. 連結持分変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式	普通株式	378,588株	38,444,812株	－株	38,823,400株
自己株式	普通株式	－株	55株	－株	55株

当社は、2016年9月9日付の取締役会決議により、2016年9月30日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、新株予約権の行使により476,800株、新株発行（有償一般募集（ブックビルディング方式による募集））により487,800株増加しております。

また、自己株式の増加55株は単元未満株式の買取りによるものであります。

#### (2) 当連結会計年度中の資本剰余金の額の減少に関する事項

当社は、2016年9月9日付の取締役会決議により、同日付で会社法第452条及び会社計算規則第153条の規定に基づき、資本剰余金を取り崩し、利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補しました。この結果、資本剰余金が7,388百万円減少し、利益剰余金と同額増加しました。

#### (3) 配当に関する事項

① 当期中に実施しました当社からの配当はありません。なお、連結持分変動計算書に記載の「非支配持分に対する配当金」は、当社の連結子会社である株式会社電通マクロミルインサイトから同社の非支配株主に対して支払われたものであります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

取締役会 決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年 8月24日	普通株式	利益剰余金	194百万円	5円	2017年 6月30日	2017年 9月27日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 523,350株

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を調達することとしております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

###### (I) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）にさらされており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。また、資金調達についてはその時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

## (II) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行となることにより、当社グループに財務上の損失が発生するリスクであります。営業債権について、当社グループは各社ごとの与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としており、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理の対象としております。

具体的には、当社グループは債権を営業債権（正常債権）、信用毀損債権の2つのカテゴリーに区分しており、①契約上の支払の期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権、及び②契約上の支払の期日より1年以上入金のない滞留債権を、信用毀損債権としております。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しております。

予想信用損失は、過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因のほか、全般的なマクロ経済の動向等も考慮のうえで、営業債権（正常債権）については、単純化したアプローチにより全期間の予想信用損失、信用毀損債権についても全期間の予想損失に等しい金額で測定しております。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保及びその他の信用補完するものは、ありません。

## (III) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

## (IV) 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には（i）為替変動リスク、（ii）金利変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品のうち、当該市場リスクにさらされているものは、主として、長期借入金があります。

### (i) 為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主にユーロ、米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

為替変動リスクは、主として、外貨建ての長期借入金で調達したことにより生じます。

為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の計算書類換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

### (ii) 金利変動リスク管理

金利変動リスクは、主として、変動利付の長期借入を行っていることにより生じます。

変動金利相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

## ③ 公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

2017年6月30日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としております。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しております。

(b) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

(c) プット・オプションに基づく負債

プット・オプションに基づく負債は、連結子会社Precision Sample, LLCの非支配株主に発行したプット・オプションの公正価値を計上しております。当該公正価値は、当該プット・オプションが行使される時点で支払うべき金額を見積り、その見積金額に行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率を用いて現在価値により算定しております。

公正価値で測定される金融商品

	連結財政状態計算書 計上額 百万円	公正価値 百万円	差額 百万円
資産：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	465	465	—
合計	<u>465</u>	<u>465</u>	<u>—</u>
負債：			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
プット・オプションに基づく負債	888	888	—
合計	<u>888</u>	<u>888</u>	<u>—</u>
償却原価で測定する金融商品			
	連結財政状態計算書 計上額 百万円	公正価値 百万円	差額 百万円
負債：			
借入金	39,498	39,498	—
合計	<u>39,498</u>	<u>39,498</u>	<u>—</u>

(注) 短期の金融資産、金融負債は、公正価値と帳簿価額が近似しているため、上表には含めておりません。

借入金の期日別残高は以下のとおりであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
借入金	39,498	40,347	2,617	2,494	2,403	2,403	30,429	-
合計	39,498	40,347	2,617	2,494	2,403	2,403	30,429	-

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 524円09銭  
 (2) 基本的1株当たり当期利益 97円11銭

当社は2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して上記の1株当たり情報を算定しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

2017年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,609	流動負債	6,173
現金及び預金	4,229	未払金	1,218
受取手形	70	短期借入金	450
売掛金	3,226	1年内返済予定の長期借入金	2,403
仕掛品	16	未払費用	209
貯蔵品	22	未払法人税等	412
前払費用	171	未払消費税等	210
関係会社短期貸付金	2,112	前受金	89
未収入金	138	賞与引当金	186
繰延税金資産	531	役員賞与引当金	82
その他	92	モニタポイント引当金	859
貸倒引当金	△3	その他	52
固定資産	46,438	固定負債	37,790
有形固定資産	498	長期借入金	37,638
建物	274	資産除去債務	151
工具器具及び備品	223	負債合計	43,964
土地	0	株主資本	13,080
無形固定資産	34,033	資本金	674
ソフトウェア	913	資本剰余金	11,872
ソフトウェア仮勘定	113	資本準備金	599
のれん	32,919	その他資本剰余金	11,272
その他	87	利益剰余金	533
投資その他の資産	11,907	その他利益剰余金	533
投資有価証券	52	繰越利益剰余金	533
関係会社株式	3,959	自己株式	△0
関係会社長期貸付金	7,076	新株予約権	4
敷金及び保証金	514	純資産合計	13,084
破産更生債権等	76		
繰延税金資産	297		
その他	6		
貸倒引当金	△76		
資産合計	57,048	負債・純資産合計	57,048

## 損益計算書

2016年7月1日から2017年6月30日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		20,045
売上原価		9,518
売上総利益		10,526
販売費及び一般管理費		8,296
営業利益		2,230
営業外収益		
受取利息	183	
受取配当金	114	
消費税等簡易課税差額収入	222	
その他	79	599
営業外費用		
支払利息	630	
為替差損	138	
支払手数料	453	
その他	110	1,332
経常利益		1,497
税引前当期純利益		1,497
法人税、住民税及び事業税	697	
法人税等調整額	266	964
当期純利益		533

## 株主資本等変動計算書

2016年7月1日から2017年6月30日まで

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	新株 予約権		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他					
					利益 剰余金					
					繰越 利益 剰余金					
2016年7月1日残高	100	25	18,661	18,686	△7,388	—	11,397	4	11,401	
事業年度中の変動額										
新株の発行	574	574	—	574	—	—	1,149	—	1,149	
当期純利益	—	—	—	—	533	—	533	—	533	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0	—	△0	
資本剰余金から利益 剰余金への振替	—	—	△7,388	△7,388	7,388	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額 合計	574	574	△7,388	△6,813	7,922	△0	1,682	—	1,682	
2017年6月30日残高	674	599	11,272	11,872	533	△0	13,080	4	13,084	

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### ② 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～34年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

のれん 20年

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ モニタポイント引当金

モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

当社は、2017年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。

なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

① 純資産維持

2017年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2017年6月第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 利益維持

2017年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、当該遵守に関する最初の判定は、2018年6月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 901百万円

(2) 保証債務

金融機関からの借入に対する保証債務

Macromill Embrain Co., Ltd. 175百万円

(内、外貨建保証債務) (KRW 1,792百万)

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(区分掲記したものを除く)

① 短期金銭債権 420百万円

② 長期金銭債権 48百万円

③ 短期金銭債務 630百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 売上高 1,792百万円

② 売上原価 951百万円

③ 営業取引以外の取引高 352百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 55株

なお、当該自己株式55株は単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
モニタポイント引当金	265	百万円
賞与引当金及び未払賞与	82	百万円
為替差損	195	百万円
関係会社株式評価損等	1,671	百万円
繰越欠損金	129	百万円
減価償却超過額	48	百万円
減損損失	69	百万円
資産除去債務	46	百万円
その他	81	百万円
繰延税金資産小計	2,591	百万円
評価性引当額	△1,746	百万円
繰延税金資産合計	844	百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	16	百万円
繰延税金負債合計	16	百万円
繰延税金資産の純額	828	百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産等の金額の修正

当事業年度の新株発行等により当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税の適用対象会社になりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から、2017年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が106百万円減少しており、法人税等調整額が同額増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を、当事業年度から適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)  
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Siebold Intermediate B.V.	所有 直接 100.0%	役員の兼任	—	—	貸付金	8,992
				利息の 受取り	180	流動資産 その他	41

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 336円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円98銭  |

当社は2016年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して上記の1株当たり情報を算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2017年8月22日

株式会社マクロミル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小出 啓二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マクロミルの2016年7月1日から2017年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社マクロミル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2017年8月22日

株式会社 マクロミル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國本 望 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小出 啓二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクロミルの2016年7月1日から2017年6月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2016年7月1日から2017年6月30日までの第4期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年8月24日

株式会社マクロミル 監査委員会

監査委員 入山章栄 ㊞

監査委員 杉本勇次 ㊞

監査委員 水島 淳 ㊞

(注) 監査委員入山章栄氏及び水島淳氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

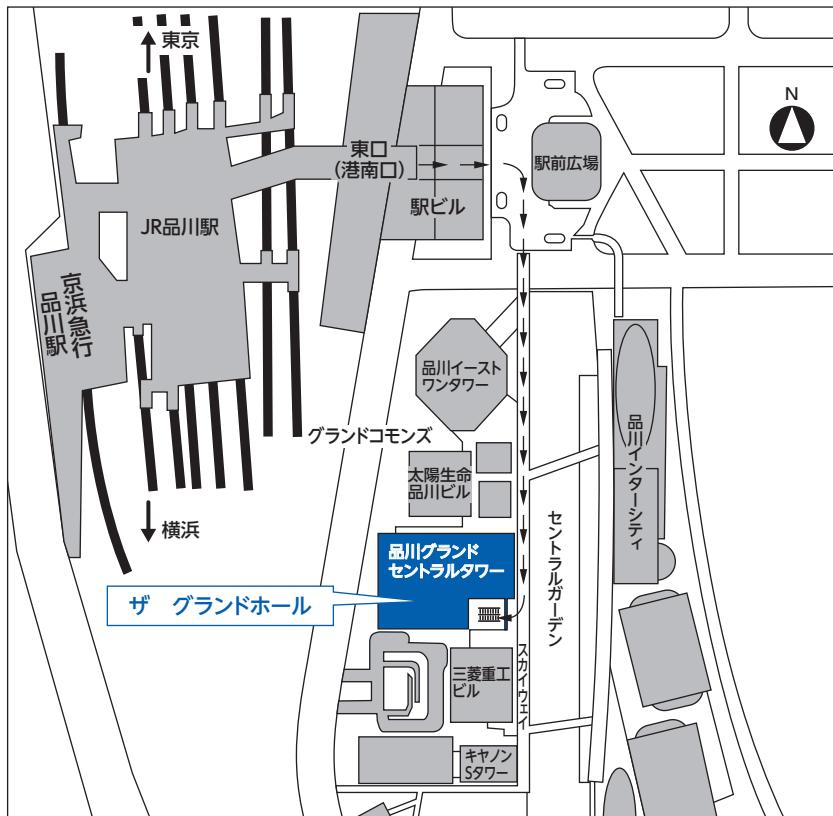
以 上



## 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール  
東京都港区港南二丁目16番4号

**交通** J 京浜急行 R | A B 「品川駅」 港南口より徒歩約3分  
「品川駅」 より徒歩約8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。